



2 4 諮 問 第 6 号
2012 年（平成 24 年）3 月 13 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 鯨 岡 恵美子 様

逗子市長 平 井 竜 一 印



外国人登録法廃止に伴う関係データに係る個人情報の
取扱い、収集、利用及び提供について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 6 条、第 8 条、第 10 条の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

市民協働部戸籍住民課
住民登録係 内 287

(別 添)

担当所管名		市民協働部：戸籍住民課 総務部：課税課、納税課 福祉部：社会福祉課、障がい福祉課、国保健康課、介護保険課、 児童青少年課 教育委員会：学校教育課
事務の名称		別紙のとおり
諮問の概要		外国人登録法の廃止に伴い関係データを廃棄した場合、上記事務に係る住民サービスに多大な支障を来すため、根拠法令廃止後も引き続き関係データを利用・提供できるよう諮問するもの。
個人情報収集の目的及び根拠法令等		別紙のとおり
対象となる個人の類型・対象者数		外国人登録法に基づき登録している者 約 500 人
第 6 条 関係	取扱う個人情報の区分	■ (1) 人種及び民族 [国籍]] □ (2) 思想、信条及び宗教 []] □ (3) 犯罪歴 []] □ (4) 社会的差別の原因となる社会的身分[]]
	個人情報を取り扱う必要性等	住民に関する事務処理の基礎となる基準日や住所地等を外国人登録法関係データで確認することにより、正確かつ迅速な住民サービスを図るため。 各事務の具体的な必要性については別紙のとおり。
第 8 条 関係	本人以外から収集する個人情報の内容と収集先	戸籍住民課が保有する外国人登録法に基づく次のデータ 氏名（通称名、併記名等含む）、住所（前住所・転出先を含む）、生年月日、性別、国籍、在留資格、親族関係（氏変更、続柄）等
	本人以外から収集する必要性等	本人収集は事務の性質上なじまないこと、外国人登録法廃止以前は法的根拠に基づき収集されたデータであり、既存のデータを活用の方が合理的であると考えられるため。
	本人通知	□実施 ■省略（理由：個別に通知することが現実的ではなく、いたずらに行政事務の非効率化と煩雑さを増すことになるため。）
第 10 条 関係	目的外利用・提供する個人情報の内容	戸籍住民課が保有する外国人登録法に基づく次のデータ 氏名（通称名、併記名等含む）住所（前住所・転出先を含む）、生年月日、性別、国籍、在留資格、親族関係（氏変更、続柄）等
	利用・提供先	担当所管名に同じ
	利用・提供の理由	住民に関する事務処理の基礎となる基準日や住所地等を外国人登録法関係データで確認することにより、正確かつ迅速な住民サービスを図るため。
	本人通知	□実施 ■省略（理由：個別に通知することが現実的ではなく、いたずらに行政事務の非効率化と煩雑さを増すことになるため。）

(別紙：)

調 査 票

(外国人登録法廃止に伴い支障が生じる事務について)

課かい名：戸籍住民課

No.	事務の名称	個人情報収集の目的及び 根拠法令等	外国人登録法に基づく外国人登録データの 保存が必要な理由	必要保 存期間	必要保存期間の 理由	備考
1	印鑑登録関係業務	逗子市印鑑条例に基づき、印鑑の 登録及び証明書の発行	住民基本台帳上、簡体字及び繁体字の記載はなく、正 字、ローマ字のみとなることから、印鑑登録証明書の発 行に際し、簡体字及び繁体字で登録済の印につき、氏名 の確認を外国人登録データで行う以外方法がない。	1 年	簡体字及び繁体字 で印を登録してい る方に対し、周知期 間が必要であるた め	保存期間経過 後に見直しが必要
2	外国人住民に係る 住民基本台帳関係 業務	住民基本台帳法に基づく、外国人 住民の住民票登録の確認作業	改正された住民基本台帳上、登録された当該外国人の 在留資格や氏名等基本情報の確認作業が当面発生する予 想であるため、外国人登録システムデータを保存してお かなければならない。	10 年	特に出生時から在 住している永住者 などに関する登録 事項を死亡時まで 遡及して確認を要 する場合が想定さ れる。	保存期間経過 後に見直しが必要

(別紙)

調 査 票

(外国人登録法廃止に伴い支障が生じる事務について)

課かい名：課 税 課

No.	事務の名称	個人情報収集の目的及び 根拠法令等	外国人登録法に基づく外国人データの保存が必要な理由	必要保 存期間	必要保存期間の 根拠	備考
1	個人市民税及び県 民税賦課事務	地方税法及び逗子市市税条例等 に基づき、個人市民税及び県民税 の賦課（修正・更正を含む）決定 を行うため、必要な課税資料の収 集・確認するもの。	法改正前から市内に居住している外国人につき、住民 基本台帳上の登録日が全て 2012 年 7 月 9 日となるため、 外国人に対する賦課根拠（1 月 1 日現在、市内に住所（生 活の本拠）を有する個人）が確認できなくなるので、外 国人登録データの保存が必要。	10 年	特別返還金の請求 があった場合、最長 で過去 10 年間の 課税データを確認 する必要があるた め。	
2	軽自動車税賦課事 務	地方税法及び逗子市市税条例等 に基づき、軽自動車税の賦課及び 更正決定を行うため、必要な課税 資料の収集・確認するもの。	法改正前から市内に居住している外国人につき、住民 基本台帳上の登録日が全て 2012 年 7 月 9 日となるため、 軽自動車の所有者に対する賦課根拠（4 月 1 日現在、市 内に定置場を有する軽自動車の所有者）が確認できなく なるので、外国人登録データの保存が必要。	7 年	賦課根拠につき、際 長過去 7 年間遡っ て確認する必要が あるため。	

(別紙…)

調 査 票

(外国人登録法廃止に伴い支障が生じる事務について)

課かい名： 納税課

No.	事務の名称	個人情報収集の目的及び 根拠法令等	外国人登録法に基づく外国人データの保存が必要な理由	必要保 存期間	必要保存期間の 根拠	備考
1	市税滞納整理事務	目的：市税滞納整理 根拠法令：地方税法第 20 条の 11	市税を滞納している外国人について、滞納整理のための財産調査を行う上で、住所や氏変更等の履歴は重要な情報となるため、外国人登録データの保存が必要。	5 年	地方税法第 18 条により、消滅時効が 5 年と定められているため。	

(別紙)

調 査 票

(外国人登録法廃止に伴い支障が生じる事務について)

課かい名：社会福祉課

No.	事務の名称	個人情報収集の目的及び 根拠法令等	外国人登録法に基づく外国人データの保存が必要な理由	必要保 存期間	必要保存期間の 根拠	備考
1	外国籍市民等福祉 給付金支給事業	●個人情報収集の目的：公的 年金を受給できない外国籍の 高齢者、障がい者へ、福祉給 付金を支給するために収集す るもの。 ●根拠法令：返子市外国籍市 民高齢者・障害者等福祉給付 金支給要綱	支給対象要件の確認のため必要とするもの。 ●支給対象要件：昭和 61 年 3 月 31 日以前に日本に居住し又 は昭和 36 年 4 月 2 日以降に日本国籍を取得した者で、本市に 外国人登録をしている者等のうち、公的年金等の受給要件を 制度上満たすことができない者等で、次の者 ・大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた在日外国人 ・明治 44 年 4 月 2 日から大正 15 年 4 月 1 日までの間に生ま れた者のうち、昭和 36 年 4 月 2 日以降に国外から日本国内に 住民基本台帳法第 22 条第 1 項の規定に基づく届出をした者	30 年	要綱第 3 条に規定す る条件を確認する必 要があるため。	
2	生活保護業務	昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知によ り、外国人保護は、外国人登 録上の居住地の福祉事務所が 実施責任を負うこととされて いる。 また生活保護法第 29 条に基 づき、保護開始申請受理後に 調査を行う。	保護の実施責任（要保護者に対する保護の決定、実施を行 う責任をどの福祉事務所が負うべきであるか）の確認に必要 とする。 保護の実施機関は、保護の要否決定や実施のために資産状 況の調査を行う。資産調査（金融機関、生命保険会社等）の 際には調査時点の居住先だけでなく、過去の転居歴も示して 照会を行う必要がある。（氏名、生年月日のほか口座開設時、 保険契約時の届出住所が一致しなければ回答を頂けない場合 や、「該当無し」と回答されることがある）。保護受給中の者 についても、開始申請時に申告の無かった財産を新たに把握 した場合には、支給済みの保護費の返還を求める。そのため に同様の資産調査を行うことがあり、過去の転居歴の把握が 必要になる。	30 年	左記理由から本来は 永年保存を要すると 考えるが、現行の最長 保存期間である 30 年保存としたい。なお 30 年経過後のデー タの取り扱いについ ては、その時点での保 護の実施要領を踏ま えて協議を行いたい。	

4 「生活保護の適正実施の推進について」の取扱いについて

(平成 13 年 3 月 27 日 社援保発第 20 号・社援監発第 4 号)
(厚生労働省社会・援護局保護課長・監査指導課長通知)

今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)の施行に伴い、昭和 56 年 11 月 17 日社保第 123 号「生活保護の適正実施の推進について」(2(2)のうち「更に法第 85 条又は刑法の規定に係る告発について検討すること」、2(4)及び 2(5)を除く。)を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準としたので、御了知の上、管内の保護の実施機関等関係方面に周知願いたい。

5 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

(昭和 29 年 5 月 8 日 社発第 382 号)

(厚生省社会局長通知)

(改正 昭和 57 年 1 月 4 日 社保第 1 号による改正まで)

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、貴職におかれても遺漏なきを期しておられることと存するが、今般その取扱要領並びに手続を下記のとおり整理したので、了知のうえ、その実施に万全を期せられたい。

1 生活保護法(以下単に「法」という。)第 1 条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認める保護を行うこと。

但し、保護の申請者又はその世帯員が急迫した状況にあるために、左の各号に規定する手続を履行する暇がない場合には、とりあえず法第 19 条第 2 項或は法第 19 条第 6 項の規定に準じて保護を実施し、しかる後左の手続を行って差し支えないこと。

(1) 生活に困窮する外国人で保護を受けようとするものは、外国人登録法により登録した当該生活困窮者の居住地を管轄する保護の実施機関に対し、申請者及び保護を必要とする者の国籍を明記した保護の申請書を提出するとともに有効なる外国人登録証明書を呈示すること。

(2) 保護の実施機関は前号の申請書の提出及び登録証明書の呈示があったときには申請書記載内容と登録証明書記載内容とを照合して、申請書記載事項の確認を行うこと。

(3) 前号の確認が得られた外国人が要保護状態にあると認めた場合には、保護の実施機関はすみやかに、その申請書の写並びに申請者及び保護を必要とする者の外国人登録番号を明記した書面を添えて都道府県知事に報告すること。

(4) 保護の実施機関より報告をうけた都道府県知事は当該要保護者が、その属する国の代表部若しくは領事館(支部又は支所のある場合にはその支部又は支所)又はそれらの斡旋による団体等から必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知すること。

2 生活に困窮する外国人が朝鮮人及び台湾人である場合には前記 1(3)及び(4)の手続

- * 「保護の実施機関」=法 19 IV 「要保護者」=法 6 II 「被保護者」=法 6 I
「保護」=法 7・19 II～VI 費用返還義務=法 63 保護金品の返還免除=法 80
不正な手段によって保護を受けた場合等の制裁及び罰則=法 78・85

(保護の停止及び廃止)

第 26 条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第 28 条第 4 項又は第 62 条第 3 項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

- * 「保護の実施機関」=法 19 IV 「被保護者」=法 6 I 保護金品の返還免除=法 80

(指導及び指示)

第 27 条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

- 2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

- * 「保護の実施機関」=法 19 IV 「被保護者」=法 6 I 「指示」等に従う義務=法 62, 規則 19

(相談及び助言)

第 27 条の 2 保護の実施機関は、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

- * 「保護の実施機関」=法 19 IV 「要保護者」=法 6 II

(調査及び検診)

第 28 条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところに

より、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 保護の実施機関は、要保護者が第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

- * 第 2 項の「厚生労働省令」=規則 4 (p.70)
「保護の実施機関」=法 19 IV 「要保護者」=法 6 II 「医師」=医師 2 「歯科医師」=歯医 2 「保護の変更、停止若しくは廃止」=法 25 II・26 保護金品の返還免除=法 80

(調査の囑託及び報告の請求)

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- * 「保護の実施機関」=法 19 IV 「要保護者」=法 6 II 「扶養義務者」=民 752・877

(行政手続法の適用除外)

第 29 条の 2 この章の規定による処分については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。

第 5 章 保護の方法

(生活扶助の方法)

第 30 条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これにすることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

- 2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することが

(別紙)

調 査 票

(外国人登録法廃止に伴い支障が生じる事務について)

課かい名：障がい福祉課

No.	事務の名称	個人情報収集の目的及び 根拠法令等	外国人登録法に基づく外国人データの保存が必要な理由	必要保 存期間	必要保存期間の 根拠	備考
1	障がい福祉事務	別紙参照	法改正前から市内に居住している外国人につき、住民基本台帳上の登録日が全て 2012 年 7 月 9 日となるため、外国人に対する制度適用の根拠が確認できなくなるので、外国人登録データの保存が必要。	5 年	追加請求、または遡り請求がある場合に過去 5 年前まで遡るため。	

	事業名	根拠法令等	必要保存期間
1	重度障害者医療費助成事業	逗子市重度障害者医療費助成要綱	5年
2	重度障害者等住宅設備改造費助成事業	逗子市重度障害児・者住宅設備等改造に関する助成要綱	5年
3	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	逗子市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱	5年
4	障害者自立支援給付等支給事業	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法・障害者自立支援法	5年
5	自立支援医療（更生医療）給付事業	身体障害者福祉法・障害者自立支援法	5年
6	補装具給付事業	身体障害者福祉法・障害者自立支援法	5年
7	日常生活用具給付事業	逗子市重度身体障害者等日常生活用具給付事業実施要綱	5年
8	特別障害者手当等給付事業	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	5年
9	重度心身障害者（児）手当支給事業	逗子市重度心身障害者手当条例・逗子市心身障害児手当条例	5年
10	自立支援（精神通院）公費負担業務	障害者自立支援法	5年
11	精神保健福祉手帳交付業務	精神保健及び精神障害者に関する法律	5年
12	在宅重度障害者等手当業務	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例	5年
13	扶養共済業務	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例	5年
14	身体障害者手帳交付業務	身体障害者福祉法	5年
15	療育手帳交付業務	知的障害者福祉法	5年

(別紙 Ⅱ)

調 査 票

(外国人登録法廃止に伴い支障が生じる事務について)

課かい名：国保健康課

No.	事務の名称	個人情報収集の目的及び 根拠法令等	外国人登録法に基づく外国人データの保存が必要な理由	必要保 存期間	必要保存期間の 根拠	備考
1	国民健康保険賦課 等業務	国民健康保険法及び国民健康保 険条例に基づき加入者の賦課に 必要な事項を調査・管理し、加入 者に通知をするため。	法改正前から市内に在住している外国人につき、住民 基本台帳上の登録日が全て2012年7月9日となるため、 外国人に対する賦課根拠（基準日4月1日）が確認でき なくなる。また住定日が資格取得日であり、保険料・給 付等に使用するため、外国人登録データが必要である。	5年	変更・修正を行う場 合、最長過去5年遡及 する可能性があるた め。	
2	後期高齢者医療保 険料賦課・資格・ 給付事務	高齢者の医療の確保に関する法 律及び関係条例等に基づき、保険 料賦課・資格・給付に必要な個人 情報を神奈川県後期高齢者医療 広域連合に提供。	法改正前から市内に在住している外国人につき、住民 基本台帳上の登録日が全て2012年7月9日となるため、 外国人に対する賦課根拠（基準日4月1日）が確認でき なくなる。また住定日が資格取得日であり、保険料・給 付等に使用するため、外国人登録データが必要である。	5年	保険料は変更がある 場合、過去2年遡り、 給付の関係は過去5 年間遡及して変更と なる場合があるため。	
3	国民年金資格免除 事務	国民年金法に基づき、資格、免除 に必要な個人情報を年金事務所 へ提供。	法改正前から市内に在住している外国人につき、前住 所地の確認ができなくなり、外国人の免除申請時の過去 の所得状況を前住所地に照会できなくなるため、外国人 登録データが必要である。	2年	免除申請は7月が年 度切り替えのため、1 月から6月に免除の 申請を受けた際には、 前年1月1日時点の住 所地に所得照会が必 要となるため。	

(別紙)

調 査 票

(外国人登録法廃止に伴い支障が生じる事務について)

課かい名：介護保険課

No.	事務の名称	個人情報収集の目的及び 根拠法令等	外国人登録法に基づく外国人データの保存が必要な理由	必要保 存期間	必要保存期間の 根拠	備考
1	介護保険料賦課業 務	介護保険法及び介護保険条例等 に基づき加入者の賦課に必要な 事項を調査・管理し、加入者に通 知	法改正前から市内に居住している外国人につき、住民 基本台帳上の登録日が全て 2012 年 7 月 9 日となるため、 外国人に対する賦課根拠（基準日 4 月 1 日）が確認でき なくなるので、外国人登録データの保存が必要。	5 年	変更がある場合は 過去 5 年間遡り、関 係文書の保存期間 が 5 年であるため。	

(別紙.)

調 査 票

(外国人登録法廃止に伴い支障が生じる事務について)

課かい名： 児童青少年課

No.	事務の名称	個人情報収集の目的及び 根拠法令等	外国人登録法に基づく外国人データの保存が必要な理由	必要保 存期間	必要保存期間の 根拠	備考
1	成人式開催事業	成人式対象者への案内状送付の ため	法改正前から市内に居住している外国人につき、成人 式対象者を確認するため (また、案内状送付の対象は在留資格の有無を問わない)	1年	対象者特定作業の ため	

(別紙 3)

調 査 票

(外国人登録法廃止に伴い支障が生じる事務について)

課かい名：学校教育課

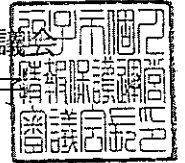
No.	事務の名称	個人情報収集の目的及び 根拠法令等	外国人登録法に基づく外国人データの保存が必要な理由	必要保 存期間	必要保存期間の 根拠	備考
1	学齢簿編製事務	学校教育法施行令第1条の第1項および第2項に基づき、市内に住所を有する満6歳に達するもの及び学齢児童生徒の学齢簿の編製を行う必要があるため	法改正前から市内に居住している外国人につき、住民基本台帳上の登録日が全て2012年7月9日となるため、編製事務作業（基準日4月1日）が確認できなくなるので、外国人登録データの保存が必要。	10年	学校教育法施行令第3条に基づき、変更等、必要な加除、修正を行う場合に、最長過去10年間遡及する可能性があるため。	



24 逗個情運収第 6 号の 2
2012 年（平成 24 年）4 月 17 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 鯨 岡 恵 美



外国人登録法廃止に伴う関係データに係る個人情報の収集、
利用及び提供について（答申）

平成 24 年 3 月 13 日付け、諮問のありました諮問第 6 号「外国人登録法廃止
に伴う関係データに係る個人情報の取扱い、収集、利用及び提供について」
につき、次のとおり答申します。

1 答申内容

逗子市個人情報保護条例第 8 条、第 10 条の規定に基づく取扱いについては、
次の意見を付し、諮問の内容を適当と認めます。

2 附帯意見

- (1) 戸籍住民課における当該個人情報の保存期間は、最長 10 年間とすること。
- (2) 社会福祉課の「外国籍市民等福祉給付金支給事業」及び「生活保護業務」
についても当該個人情報の利用期間は 10 年間とすること。
ただし、10 年経過前に、さらに当該個人情報を利用しなければ事務に支
障を来すことが認められた場合には、改めて諮問し直すこと。
- (3) 前項 (2) の但し書きの旨を、戸籍住民課における当該個人情報の事務登
録簿と、社会福祉課の「外国籍市民等福祉給付金支給事業」、及び「生活保
護業務」の個人情報事務登録簿の備考欄に記載すること。
- (4) 各課が個別の事務において当該個人情報を利用する期間は、社会福祉課
の「外国籍市民等福祉給付金支給事業」及び「生活保護業務」を除き、調
査票に記された事務ごとの所定の期間内で行うこと。
- (5) 戸籍住民課は、保存期間経過後、当該個人情報を確実かつ速やかに廃棄
すること。
- (6) 保存期間経過以前でも、今後の法令改正等により当該個人情報を保有す
る必要が認められなくなったときは、速やかに当該個人情報の利用を停止
し、または廃棄すること。

-

3 その他

なお、国籍は、条例第6条の「人種及び民族」には含まれないため、当審議会への諮問は不要であることを申し添えます。

以上